

品川区社会福祉協議会  
福祉団体等への助成申請にあたっての留意事項

1. 対象の団体要件

次の(1)から(6)の各号に掲げるいずれの要件を満たす必要があります。

- (1)団体の所在地が区内にあり区民の福祉向上を図ることを目的とした活動を行っていること
- (2)会則または規則を有し、会費を納めている会員が5名以上からなる団体であること
- (3)自立運営の機能ならびに独立した経理および監査の機能が確立しており、毎年、予算・決算書を作成していること
- (4)区民の福祉向上を図ることを目的とした活動を1年以上継続していること
- (5)営利および特定の宗教ならびに政治活動に関する活動を目的としない団体であること
- (6)その他品川社協会長(以下「会長」という。)が適当と認める団体

2. 助成対象事業

- (1)団体が主催する事業で、広く区民が参加できる講演会や学習会、調査・研究事業など区民への啓発となるもの
- (2)団体が主催する各種事業
- (3)その他会長が適当と認めたもの

3. 助成対象経費

対象経費	内容等
旅費交通費	事業に係る交通費、高速道路代・駐車料金、宿泊費等 ※交通費・宿泊費については区内在住者のみ助成対象とする。
諸謝金	講師やボランティアへの謝礼等 ※団体構成員に対する支払いや運転手へのチップなど、領収書のないものについては助成対象としない
賃借料	会場・施設使用料、バス借上げ、レンタル料等
通信運搬費	郵送代・切手代等
印刷製本費	チラシ・資料等印刷料等
広報費	広告掲載等
消耗品費	事業に係る消耗品の購入等
雑費	上記に当てはまらない経費

#### ※助成対象外経費

- (1)人件費および家賃、水道光熱費等団体運営に対する経費
- (2)上部団体への負担金や加入組織の会費等
- (3)団体構成員に対する諸謝金等
- (4)すでに終了した事業に対する経費
- (5)他の助成事業等により助成金の交付を受けている経費
- (6)その他会長が対象外とする経費

#### 4. 助成金交付限度額

事業内容、団体規模、予算状況等により決定します。

#### 5. 申請書類

福祉団体等への助成申請は「福祉団体等助成金交付申請書」と次の掲げる書類を添付し、申請してください。初めての団体、事業については、事前にご相談ください。

- (1)会則、規則またはそれに準ずるもの
- (2)役員、会員名簿
- (3)事業の目的及び計画、予算を明らかにする書類
- (4)助成対象経費を補足する書類
- (5)広報・印刷物を作成する場合はその原稿
- (6)その他会長が必要と認める書類

#### 6. 交付の要件

助成金の交付にあたっては、次の要件をご了解いただき、要件に該当した場合は、助成の決定をしないものとします。

- (1)公益を害するおそれがあると認められるとき
- (2)過去に助成金の交付を受けた団体が、実施報告書等の提出を履行しなかったとき
- (3)過去に助成金の交付を受けた団体が、申請時の目的以外での使用が認められたとき

#### 7. 交付決定後に提出いただく書類

- (1)助成金の交付は、原則、振込にて行いますので、「福祉団体等助成金交付請求書兼振込依頼書」を提出してください。
- (2)事業計画等に変更が生じた場合は、ただちに「福祉団体等助成金交付事業変更届出書」を提出してください。

- (3)事業完了後、30日以内に「福祉団体等助成金交付事業報告書」、領収書原本を提出してください。

## 8. 申請時の注意点

次の掲げる要件に該当した場合は、助成金の交付を取り消すことができるとし、これにより生じた損害その他の問題については、社協は一切の責任を負わないものとします。取り消しに係る部分に関し、すでに助成金の交付を受けているときは、助成金の全額返還が必要となります。

- (1)虚偽その他不正の手段による助成金の交付を受けたとき
- (2)助成金の交付決定の内容またはこれに付した条件に違反したとき
- (3)助成事業の施行方法が不相当と認められたとき
- (4)助成事業を遂行する見込みがなくなったとき

## 9. 記入にあたっての留意点

### (1)福祉団体等助成金交付申請書

- ①日付:申請日(提出日)を記入してください。
- ②申請事業名:事業名が予定であっても、正確に記入してください。
- ③申請金額:申請金額を記入してください。(申請金額は、万円未満切捨)
- ④事業費総額:事業に係る費用の総額を記入してください。
- ⑤事業の目的:事業に係る目的を記入してください。
- ⑥事業の内容:開催日時、場所、参加人数等実施方法を記入してください。
- ⑦当該事業資金計画:収支の金額が同額となるよう記入してください。
- ⑧同事業に対して、名義使用の申請を希望する場合は、必要な形態に○をしてください。
- ⑨助成団体に関する情報公開について:同意される場合は、代表者の氏名を記入してください。(自署)

### (2)福祉団体等助成金交付事業変更届出書

- ①届出の内容:該当する内容に○をしてください。
- ②変更等の理由:変更等となった理由を記入してください。

### (3)福祉団体等助成金交付事業報告書

- ①収入・支出合計:助成金を活用した事業全体の収支の金額が同額となるよう記入してください。
- ②活動状況報告:事業実施の時期、成果、寄付者に向けたメッセージを記入してください。

## 10. 名義使用の申請について

助成に係る事業に対して、名義使用の申請を希望する場合は、「福祉団体等助成金交付申請書」にて申請できることとします。別途、書類が必要な場合がありますので、事前にご相談ください。報告については、「福祉団体等助成金交付事業報告書」にて報告できることとします。

お問い合わせ先

品川区社会福祉協議会 庶務係

〒140-0014

住 所:品川区大井1-14-1 大井1丁目共同ビル2階

電 話:03-5718-7171

F A X:03-5718-7170

メール:shomu@shinashakyo.jp